令和８年度　第１回橿原市いじめ問題対策連絡協議会　議事録

【日時】　令和８年８月２６日（水）午後２時～

【場所】　橿原市中央公民館　３階　講堂

【出席委員】

橿原地区医師会	理事	南　義彦
橿原市ＰＴＡ連合会	副会長	福森　由夏
高田こども家庭相談センター	次長	米田　拡史
奈良県立教育研究所　教育支援部　生徒指導係	係長	隅岡　寛延
橿原警察署　生活安全課	課長	金井　大典
奈良地方法務局　中和支局	支局長	市本　芳宏
橿原市小学校校長会	会長	浦西　礼美
橿原市中学校校長会	会長	河内　剛
橿原市教育委員会	教育長	吉田　徳弘
橿原市人権政策課	課長	中川　礼子

【欠席委員】　なし

【事務局】　橿原市教育委員会事務局　学校教育課

【傍聴者】　０名

１．会議概要

【次第】　・委員の紹介

・報告事項

（１）いじめ防止のための施策について

○令和８年度橿原市教育委員会におけるいじめ防止等のための施策

○令和７年度小学校・中学校におけるいじめの状況

（２）令和７年度小学校・中学校における長期欠席・不登校の状況及び相談体制について

○橿原市の長期欠席・不登校の推移

○心理相談員と市スクールカウンセラーの活動と成果

○学校巡回訪問及び電話相談・SNS 相談について

本協議会では、事務局より本市におけるいじめ防止等に係る支援体制、及び令和 7 年度のいじめ認知件数等の状況、並びに長期欠席・不登校の状況及び相談体制について報告し、いじめ防止・不登校対策に関する今後の対応について協議がなされた。

2．報告事項（1）いじめ防止のための施策について

2-1　事務局説明概要

「資料1」および「資料2」に基づき、事務局より以下のとおり説明が行われた。

令和8年度橿原市教育委員会におけるいじめ防止等のための支援体制	本市では、学校だけで問題を抱え込むことがないよう、教育・心理・法務・警察等の異なる専門性を持つ人材を組織的につなぎ、一人の子どもを多角的に支える「多面的支援体制」を構築している。早期発見から深刻化の防止、組織的解決を実現するための 12 の支援体制の概要は以下のとおりである。 ① スクールライフサポーター（SLS）：元校長が各校を巡回し、校長等からの相談に対する指導・助言や関係機関との連携支援を行い、問題の早期解決を図る。 ② いじめ・不登校対策指導員：教員免許を有する指導員を各校に配置。児童生徒のトラブル等の早期発見、発生後のきめ細かい対応、学級担任の補助を実施。 ③ 心理相談員：心理学等の専門知識を有する相談員を各校に配置。学級担任や教育相談部と連携し、児童生徒の心に寄り添った見守り・支援を行う。 ④ 市スクールカウンセラー（SC）：全中学校および白橿小学校に配置。臨床心理の専門知識に基づき、教育相談の充実、いじめ・不登校の予防および解決に対応する。 ⑤ 教育支援センター（虹の広場）カウンセラー：専門性を有するカウンセラーが、毎週月・水曜日に予約制でカウンセリング（対面・Web）を実施。 ⑥ 学校相談員：元校長が教育支援センターに在室し、保護者からの電話・来室相談に対応。在籍校長へ今後の対応や見通しについて助言を行う。 ⑦ 生徒指導担当指導主事：いじめ事案の報告を受け、課題がある場合や相談に応じて学校へ指導・支援を実施。教職員研修や基本方針の改定（改訂）も担当。 ⑧ 臨床心理士：SNS 相談等を通じて児童生徒の SOS を早期把握し、心理的不安を軽減。必要に応じて学校へ派遣・訪問し組織的支援につなげる。 ⑨ 法務専門官：弁護士資格を有する専門官が、法的観点から学校や指導主事の相談に対応。SLS と共に巡回し校長へ助言を実施。 ⑩ 主任指導員：元警察官としての経験・専門的視点に基づき相談に対応。SLS と共に巡回し、早期解決に向けた提言を行う。 ⑪ SNS を活用した相談：チャットツールを利用した相談窓口。今年度より対象を小学校 5 年生以上に拡大した。7 月後半の運用拡大直後から小学生からの相談が急増し、8 月 10 日時点で相談件数 110 件（チャットアクセス数 1,200 件

	超）、1 日約 20 件ペースで対応を行うなど、早期 SOS 把握の重要ツールとなっている。 ⑫ いじめ・不登校に関する電話相談／学校生活・家庭生活の悩みに関する相談（電話・メール）：児童生徒および保護者を対象とした電話・メール相談窓口。関係機関と連携して適切に対応する。
令和 7 年度小学校・中学校におけるいじめの状況	認知件数：小学校 916 件（前年度比 85 件増）、中学校 49 件（前年度比 9 件減）、合計 965 件（前年度比 76 件増）。小学校低学年での認知件数が極めて多く、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。これは、低学年における軽微な喧嘩やからかい等も「いじめの芽・兆候」として学校が初期段階から積極的に認知している成果である。高学年・中学生では日常的なトラブルを自己解決する力が身についてくる一方、思春期特有の悩みを内に抱え込みやすくなる特性があるため、丁寧な見守りが不可欠である。 いじめの現状・解消率：解消件数は 648 件、解消率は 67.2%（小学校 67.0%、中学校 69.4%）。前年度解消率（91.7%）と比較して低い数値となっているが、これは、いじめの解消の判断に当たっては、①いじめに係る行為が少なくとも 3 か月間やんでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の 2 つの要件を満たす必要があることから、認知後の取組期間が 3 か月未満で、現在も経過観察中の案件が多数（289 件）含まれているためである。解消に向けた取組は継続して進められている。 発見のきっかけ：アンケート調査（678 件）が最も多く、いじめの発見に有効な手段となっている。次いで本人からの訴え（146 件）、保護者からの訴え（76 件）となっている。 態様：「冷やかしやからかい、悪口等」（516 件）、「軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれる」（219 件）が多数を占める。これら軽微な段階での早期発見・早期対応が重大事態化の防止に極めて重要である。 相談状況：学級担任（898 件）や保護者・家族（144 件）等、身近な人物への相談が多い。一方で「誰にも相談していない」児童生徒が 23 件存在するため、SNS 相談の対象拡大等を通じて相談の間口を広げる取組を強化している。

2 - 2　質疑応答・意見交換

各委員からの質疑および意見交換の概要は以下のとおりである。

浦西委員	学校現場では、聞き取りが子どもにとって学びの場であるという意識をもち、児童への丁寧な聞き取りを行っている。また、家庭訪問は保護者との信頼関係の構築や児童の安心感につながるものである。一方で、保護者から「二度と話しかけないでほしい」「近寄らせないでください」等、過度な要求がなされた際の学校としての舵取りの難しさを感じている。 心理相談員やいじめ・不登校対策指導員等の配置により、授業外の場面を含めた多角的な気づきやチーム対応が可能となっている。

河内委員	いじめ対応の基本は早期発見・早期対応であり、子どもたちの身近にいる大人が日常の小さな変化を逃さないことが不可欠である。本校では、休み時間等に学年団教員が観察・声かけを行うなど、日常的な関わりを通じて「この先生なら話せる」という直接的な信頼関係を構築している。また、児童生徒がアクセスしやすい SNS 相談窓口等の設置は現場として非常にありがたい。
隅岡委員	県教育委員会として、令和 7 年度より中学校 1 年生を対象に「SOS の出し方教育」の実施を要請している。令和 8 年度においては、県内の小学校モデル校 7 校（橿原市内のモデル校含む）で小学 5 年生を対象に実践・検証を行っており、実際の授業内での改良点や意見を取り入れながら、来年度は全公立小学校 5 年生を対象に年間 1 時間程度の授業実施を目指している。自分自身が心の危機に直面したときや、友達が心の危機の状態にあるときに、適切に大人へ SOS を発信できるようにすることを目的としている。いじめ等の課題対応には学校や大人の関わりが不可欠だが、子ども自身がしっかりと SOS を出し、教員が発達段階に応じた支え方・対応をすることで、子ども自身にも身のこなし方や適切な対応力を身につけさせることが重要である。子どもからの SOS を受け止める教員側の指導力・受容力を高めるため、令和 2 年度より「SOS の受け止め方」に関する研修や取組を並行して推進している。
南委員	医療現場（小児科等）の立場から、虐待やいじめが疑われるケースへの意識や関わりについて、医療機関としても地域の子どもたちの状態に配慮し、必要に応じた対応や連携を行っていきたい。
金井委員	児童生徒への寄り添いとともに、いじめ発生時における保護者対応の重要性を感じている。子ども同士のわだかまりは解消しているものの、保護者同士のわだかまりが解消されず、対応に苦慮しているケースがある。被害者保護者の心情をいかにケア・フォローするかについて、学校や関係機関で支える仕組みがあればいいのではないか。加害者側に対しては少年法に基づく健全育成および将来を見据えた指導・対応が中心となる一方、被害者側保護者の「罰を与えてほしい」という厳しい感情との間にギャップが生じやすい。
市本委員	法務局は、いじめ対策として子どもたちの悩みなどの声を拾い上げるため、毎年 SOS ミニレターを実施している。今年度は、夏休み前 7 /20 時点、県内で 43 通の相談があった。全ての手紙に対し返事をして対応した。LINE の人権相談の取組（LINE チャット相談、E メール、人権 110 番等）についても実施している。小学校高学年や中学生において手紙等の相談が減る中、デジタル窓口の拡充で声を拾い上げている。相談内容に応じ、学校や保護者と連携した解決が必要である。

米田委員	以前よりいじめの相談は減少した。一方で、虐待に関する相談がかなり多くなっている。いじめについて児童相談の立場からは、加害者側の保護者に対して継続的な相談・関わりを持つことの難しさを感じている。被害者側に対しては、子どものメンタル面での手厚い支援の必要性を感じている。学校教員による家庭訪問が保護者との関係構築において極めて有効である。
福森委員	小学校 6 年の娘が、学校でいじめに関するアンケートを実施していることや、何か起こったと際には話合いの時間を設けて解決したことがあると話していた。他にも、チャット相談の導入により気軽に相談できる環境があることで親には話しにくいことも相談できることはある。一方で、環境が整ったことで件数が増加している背景を実感している。中学校では、いろいろなことが起こる中で、現場の担任や体育教員等が授業や日常の些細な変化を察知し対応してくれている。一方、行政や学校がこれほど手厚い支援・施策を行っている実態が一般の保護者に十分伝わっていないように思う。
中川委員	当初は「からかい」や「遊び」であったものがエスカレートし、金銭の要求や身体的暴力といった深刻な被害に繋がることもある。市としても今年度、市内の小学校で発生したトラブル等の対策としてプライベートゾーンに関する研修や出前講座を実施している。

3．報告事項（2）令和 7 年度小学校・中学校における長期欠席・不登校の状況及び相談体制について

3 - 1　事務局説明概要

「資料 3」「資料 4」および「資料 5」に基づき、事務局より以下のとおり説明が行われた。

橿原市の長期欠席・不登校の推移	欠席状況：年間 30 日以上欠席した児童生徒は、小学校で 241 人（うち不登校 141 人）、中学校で 272 人（うち不登校 185 人）。全体で 513 人（うち不登校 326 人）となり、増加傾向が継続している。 時期別・学年別傾向：GW 明けの 5・6 月、夏休み明けの 9・10 月、および 2 学期末の 12 月に欠席が増加する。これは新学期からの緊張が切れ、エネルギー不足に陥ることが要因と考えられる。学年別では小学校 2・3 年からの増加、中学校 1 年での急増が顕著である。 教育支援センター（虹の広場）：登録実人数は小学生 24 名、中学生 22 名（合計 46 名）。のべ通所者数は 1,315 人となり、過去最高水準で推移。個別プレイセラピーや少人数活動を通じ、エネルギーを蓄え自立に向けた支援を行っている。

心理相談員と市スクールカウンセラーの活動と成果	心理相談員：中学校各4名、小学校各1名（不登校率の高さ等に応じ一部3校は各2名）を配置。校内サポートルームでの別室登校対応、授業や休み時間での見守り、保護者への助言・心理ケアを実施。登校再開や家庭の安定に大きな成果を上げている。 市スクールカウンセラー（SC）：全中学校および統合校（白橿小）に配置。保護者カウンセリングによる心理的安定や、担任に話せない生徒との守秘義務に基づくケアを実施。
学校巡回訪問及び電話相談・SNS相談について	巡回・電話・SNS相談の実績：月1回の「情報交換の会」による事務局内の情報共有、学校巡回訪問を実施。電話相談（青少年センターでの相談を含め、今年度4月～8月で30件の相談に対応）に加え、小5～中学生を対象としたSNS相談では、緊急度の高いデリケートな案件（自傷行為やSNS上のトラブル等）において早期対応に係る必要に応じた関係機関との情報共有や連携した対応などの面で成果を上げている。

3-2　質疑応答・意見交換

各委員からの質疑および意見交換の概要は以下のとおりである。

米田委員	心理相談員と市スクールカウンセラー（SC）の配置について、相談内容で具体的な種別によってどのように振り分けているのか。同じ案件・内容について、どのように振り分けているのか、役割分担しているのか。
事務局	心理相談員では、不登校、いじめ、虐待、その他の4つの種別で報告を受けている。SCでは、学校生活の中でどのような対応をしたのかを報告してもらっている。随時密な情報共有を行っており、1人の児童生徒や保護者のケアに対して、心理相談員の常駐的な見守り支援機能とSCの専門的なカウンセリング機能を同時に活かすなど、双方の専門性を連携させながら組織的に対応を行っている。
南委員	SNS相談について、実際にはどのような方が対応しているのか。相談内容によっては、心理相談員やSCにつないでいく窓口にもなっているのではないかと思う。
事務局	SNS相談の対応は昨年度までは、臨床心理士といじめ対策巡回支援相談員、教育支援センター（虹の広場）の指導主事で対応していたが、今年度は配置変更により、臨床心理士と教育支援センター（虹の広場）指導主事、教育参与で連携し、状況に応じて対応している。
金井委員	不登校の相談件数が増加・多層化する中で、いじめと不登校との主な要因や関連性については、もう少し深掘りし、分析する必要があるのではないかと思う。

事務局	不登校の要因は本人や保護者自身も明確に自覚・特定できないケースが多く、SNS 相談の分析等を見ても友人関係や学業の悩みが複合的に絡み合っていることが多い。さらに、当事者（児童生徒・保護者）と学校側との間では、不登校の要因（「不安・抑うつ」や「教職員への反発・トラブル」等）に対する認識のギャップが存在することが各種調査より示されているため、「心と生活に関するアンケート」等の客観的指標に基づく事実把握が重要である。単純に「いじめ＝不登校」と一元化・直結させるのではなく、学校教育現場として組織的な見守りと学びのサポートを行うべき課題として捉え、総合的な支援体制を整えていかなければならない。
浦西委員	昔は不登校に対して、担任が対応することが多く、負担も大きかったですが、現在では、心理相談員をはじめとする多様な専門職の配置により、校内サポートルーム等において個々の状況に応じた柔軟な見守りや学びの提供が可能となっていることで、個に応じた適切な支援ができている。また、各校のコーディネーターに向けた研修や情報交換の場を整えてもらったことも有効であった。
河内委員	外部専門職の活用やサポートルームについては、教員の多忙化や働き方改革が進む中で非常にありがたいことではあるが、一方で外部へ過度に委任・依存することについては、懸念される部分がある。子どもを支える基本・原点はどこまでいっても「学級担任」であり、「この先生なら話せる」という担任と生徒との直接的な信頼関係の構築こそが学校教育の根幹であるように思う。目の前の子ども一人ひとりに教員が直接向き合う基本姿勢を重視すべきであると考える。
隅岡委員	不登校の理由は、本人自身も成長後に振り返って分からない場合があり、心を休めてエネルギーを充電する時間そのものが必要な時期がある。学校復帰のみを拙速に求めるのではなく、保護者に対して「一人で抱え込まず、学校や行政と一緒に考えていきましょう」と伝え、安心感を与える対応が最優先すべきことであると考える。 また、令和 6 年度に中学校の不登校数が一時的に減少した要因など、数値の背景にある多角的な検証・分析については必要なことであるように思う。 さらに、いじめについては、学校の方針や対応を保護者や地域に周知していく必要がある。いじめ防止対策推進法第 9 条に基づく保護者の責務の周知として、「保護者の責務」（努力義務）について丁寧に説明し、学校と家庭が相互に協力して保護・指導にあたる信頼関係を組織的に構築する必要がある。 部活動の地域移行に伴ういじめ対応体制の整備についても、今後進む部活動の地域移行に伴い、学校外の活動で発生したいじめ事象についても学校へ情報が入った際の初動や学校としての対応等をあらかじめ整理しておく必要がある。
金井委員	長期欠席の数値に関して、病気等による欠席と不登校との区分・理由別の把握を正確に整理した上で議論すべきではないかと思う。単なる数値の増減だけに一喜一憂するのではなく、学びのサポート体制の充実（支援員の配置増や教育機会の確保）へと議論の焦点を絞り、実質的な支援策の検討に注力すべきではないかと思う。

４　事務局からの今後の方針及び閉会

事務局より、福森委員からの指摘（手厚い支援施策が一般保護者に十分伝わっていない懸念）および隅岡委員からの提言を受け、今年度中に保護者、市民、および児童生徒に対して、市が実施している各種相談窓口や支援事業の周知・啓発活動を強力に推進していく方針が示された。施策の周知を徹底することが、子どもたちの SOS の発信や安心感の向上につながるとの認識のもと、取組を進めていく方針を示した。

以上をもって予定されていた全ての議事を終了し、閉会とした。